

諸外国における行政管理の実態把握に関する
調査研究報告書

—IIAS 国際大会における発表論文等の収集、分析・整理—

平成 27 年 9 月

(一財) 行政管理研究センター

目 次

1	学会及び大会の概要	
(1)	国際行政学会について	1
(2)	国際行政学会リオデジャネイロ大会概要	2
(3)	2015年リオ大会現地実行委員会について	3
(4)	研究大会プログラム	4
2	研究大会報告内容	7
(1)	全体テーマ	7
(2)	全体会合	14
(3)	分科会	16
(4)	報告内容の分析と我が国の行政管理への示唆	36

1 学会及び大会の概要

(1) 国際行政学会について

国際行政学会 (IIAS: International Institute of Administrative Sciences) は¹、行政学に関する学術及び実務にわたる国際的な研究組織である。

行政学に関する最初の国際的会合は1910年にブリュッセルにおいて開催された万国博覧会にまで遡る。1930年代には国際行政学会としての組織を整備したものの、第2次世界大戦の戦禍により崩壊状態となった。戦禍の終息に伴って学会再興の機運は高まり、1947年7月にスイスのベルンにおいて復活の大会を開催した。これをもって現在に連なる国際行政学会が再生された。現在の第18代会長(2013-16)は、ベルギーのルーベンキリスト教大学教授のゲールト・ブッカー博士 (Dr. Geert Bouckaert) が務めている。

国際行政学会は一般の国際学会とは異なり、各国の研究者・実務家が個人単位で参加するのではなく、国家等組織単位で会員となる仕組みを取っている²。会員は国家 (State)、政府国際機関 (Governmental International Organization)、非政府国際組織 (Non-Governmental International Organization)、国内委員会 (National Sections)、国際委員会 (International Sections)、団体会員 (Corporate Members)、名誉会員 (Honorary Members) の7つの分類がなされている。現在、63か国、9国際機関が参加しており、地域別の参加国数は以下のとおりである。

【国際行政学会参加国】

地域等	参加国数
アフリカ	10
アジア・太平洋	11
ヨーロッパ	28
中南米	4
中東	8
北米	2
国際機関	9

出典：IIAS ウェブサイトにより
行政管理研究センター作成

我が国については、日本国政府が国家会員 (Member State) として登録され、会員機関 (Member Institute) として総務省が登録されている。また、国内委員会 (National Section) として国際行政学会日本国内委員会が、団体会員 (Corporate Member) として一般財団法人

¹ IIAS ウェブサイト <http://www.iias-iisa.org/>

² IIAS ウェブサイト <http://www.iias-iisa.org/members/>

人行政管理研究センター、日本公法学会及び日本行政学会が、それぞれ登録されている。

(2) 国際行政学会リオデジャネイロ大会概要

本年のリオデジャネイロ大会の概要は以下のとおりである。開催日程は理事会、事務局等による事前会合が1日、研究会が3日、エクスカージョンが1日の5日間であった。開催会場は、中心市街地と観光地フラメンゴビーチとの間に位置し、ブラジリア遷都以前に大統領公邸（カテテ宮殿・現共和国博物館）のあった市街地カテテ（Catete）地区のウィンドソル・フロリダ・ホテルであった。

【国際行政学会 2015 年リオデジャネイロ大会概要】

日程	2015年6月22日（火）～26日（金）※事前会合・エクスカージョン含む
開催地	ブラジル連邦共和国リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市
開催会場	ウィンドソル・フロリダ・ホテル（市内 Catete 地区） Windsor Hotel Florida
参加者	250名

出典：行政管理研究センター作成

最終的に事務局から報告された参加者は48か国250人であり、その内訳は下記のとおりである。諸情報によると、例年の大会参加人数はもう少し多いとのことで、今回ブラジルという遠隔地で開催されたことが人数の変動に寄与している可能性が想定される。

【国別大会参加者数】

国名	人数	国名	人数	国名	人数
アルバニア	2	アルジェリア	1	アルゼンチン	5
オーストラリア	3	アゼルバイジャン	1	バーレーン	2
ベルギー	9	ブラジル	55	カメルーン	1
カナダ	4	中国	30	コロンビア	8
デンマーク	1	エジプト	2	エストニア	1
フィンランド	2	フランス	9	ドイツ	12
ハイチ	1	ハンガリー	2	インド	1
インドネシア	2	イタリア	14	日本	6
ケニヤ	1	韓国	10	リトアニア	2
メキシコ	3	モロッコ	4	オランダ	6
ニュージーランド	1	ナイジェリア	2	パナマ	1
ペルー	3	ポーランド	1	ポルトガル	1

ロシア	3	サウジアラビア	1	南アフリカ	8
スペイン	1	スイス	5	台湾	1
タンザニア	1	タイ	2	チュニジア	1
トルコ	2	イギリス	6	アメリカ	10

出典：IIAS 事務局提供資料より行政管理研究センター作成

日本からの参加者は以下のとおりであった³。

【国際行政学会日本参加者】

氏名	所属等	備考
縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	IIAS 理事
大山 耕輔	慶應義塾大学法学部教授	発表者 (Speaker)
工藤 裕子	中央大学法学部教授	発表者 (Speaker)
菊地 端夫	明治大学経営学部准教授	報告者 (Rapporteur)
山影 雅良	内閣法制局参事官	
井上 浩孝	総務省行政管理局専門官	
武藤 桂一	行政管理研究センター主任研究員	

出典：行政管理研究センター作成

なお、6月22日の理事会において、来年度2016年度の研究大会を中華人民共和国四川省成都市で開催することが決定された（各種非公式情報によると開催時期は8月から9月を予定しているとのこと）。6月25日の閉会式においては、大臣の歓迎スピーチが紹介されたほか、成都市による開催歓迎ビデオも流された。

(3) 2015年リオ大会現地実行委員会について

2015年リオデジャネイロ大会の現地実行委員はブラジルのシンクタンク FGV⁴ (Fundação Getulio Vargas: ジェトリオ・ヴァルガス財団) が担った。FGVは8つの教育機関、2つの調査機関、技術支援プロジェクト及び出版部門を持つ研究・教育財団で、ラテンアメリカ最大のシンクタンクとして位置付けられている⁵。大会運営は参加者受付（及び参加証明の発行）を除いては基本的に現地開催実行委員会が行っており、大会開催実行委員長も FGV 会長であるカルロス・イヴァン・シモンセン・リール氏が務めている。なお、

³ 工藤中央大学教授は、IIAS の参加者リストでは現在滞在中のイタリアからの参加者として分類されている。

⁴ FGV ポータルサイト <http://portal.fgv.br/en>

⁵ FGV News, <http://fgvnoticias.fgv.br/en/news/fgv-tops-list-penns-2014-global-go-think-tank-rankings-latin-america>

大会開催半年前に IIAS 事務局が開催地を訪問し、現地事務局との会合を持って開催地等の確認を行っているとのことである。

なお、大会公式スポンサーとして総合ヘルスカンパニーの Umined-Rio 社がついており、開催パートナーとしてブラジル国内の行政に関する教育・学術団体等である ANGRAD (Associação Nacional dos Cursos de Graduação em Administração : 国立行政教育協会)、ANPAD (Associação Nacional de Pós-Graduação e Pesquisa em Administração : 国立行政大学院及び研究協会)、SBAP (Sociedade Brasileira de Administração Publica : ブラジル行政学会)、Enap (Escola Nacional da Administração Pública : 国立行政大学院)、CRA-RJ (Conselho Regional de Administração do Rio de Janeiro : リオデジャネイロ州行政評議会)、CFA (Conselho Federal de Administração : 連邦行政評議会)、ABRCA (Academia Brasileira de Ciência da Administração : ブラジル行政アカデミー) が名を連ねている。

(4) 研究大会プログラム

研究大会のプログラムは以下のとおりであった。

【研究大会プログラム】

第 1 日 6 月 22 日(月)	
09:00-11:30	戦略委員会
11:30-13:30	財政委員会 報告者(Rapporteur)会合
13:45-15:45	研究諮問委員会
15:45-16:00	休憩
16:00-18:00	管理委員会(理事会)
18:00-18:45	総会
第 2 日 6 月 23 日(火)	
09:00-11:15 全体会合	開会式 ・カルロス・イヴァン・シモンセン・リール FGV 会長(大会実行委員長)挨拶 ・フランシスコ・ドルネレス リオデジャネイロ州副知事挨拶 ・ゲールト・ブッカー 国際行政学会会長挨拶 ・ロレット・ローレタン 国際行政学会事務局長挨拶 ・マルコ・メネグッツォ 報告書代表-メインテーマ紹介
11:15-11:35	休憩
11:35-13:00 全体会合	大陸間行政フォーラム:「信頼の政治—政治の信頼」 司会:カルロス・イヴァン・シモンセン・リール(ブラジル) 報告者:マーガレット・セイナー(英国) ルイ・ソラーリ(ペルー) マルコ・メネグッツォ(イタリア) クリスチャン・モーグ(フランス)

13:00-14:30	昼食			
14:30-16:30 分科会	BRICS パネル 公共サービス改革と 行政の信頼	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(1)	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(2)	ST2 社会への政府からの 信頼(1)
	ST3 行政改革における行 政への信頼(1)	公募セッション (1)行政改革	PSG 9 公共サービスと政治 (1)	PSG 18 金融・財務行政(1)
16:30-17:00	休憩			
17:00-18:30 分科会	パネルセッション 行政改革は誰にどの ようなメリットをもたら すのか	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(3)	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(4)	ST2 社会への政府からの 信頼(2)
	ST3 行政改革における行 政への信頼(2)	公募セッション(2) 行政改革	PSG 9 公共サービスと政治 (2)	PSG 18 金融・財務行政(2)
20:00-	歓迎レセプション(Windsor Hotel Florida)			
第3日 6月24日(水)				
09:00-11:00 分科会	パネルセッション 行政への信頼醸成に おける教育の役割	パネルセッション 政策基盤(1) 市民の信頼強化に 向けた行政改革	パネルセッション 政策基盤(2) 経済アクターへの信 頼	パネルセッション 政策基盤(3) 行政組織自身の信頼
	ST2 社会における政府か らの信頼(3)	公募セッション(3) 市民と行政の協同 非営利組織と市民 社会	公募セッション(4) 行政：南側諸国の視 点	PSG 9 公共サービスと政治 (3)
11:00-11:15	休憩			
11:15-12:45 全体会合	ブレバン記念講演 報告者：マーガレット・セイナ－(英国) 「市民と公務員：どのように信頼関係を構築するのか」			
12:45-14:15	昼食			
14:15-16:00 分科会	パネルセッション 行政の理論的実務的 発展：近年の滑降物	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(5)	ST2 社会における政府 からの信頼(4)	ST1 市民／消費者の政府 への信頼(6)
	公募セッション(5) 地方政府の革新	ST3 行政改革における 行政への信頼(3)	PSG 9 公共サービスと政治 (4)	—
16:00-16:30	休憩			
16:30-18:30 分科会	パネルセッション OECD ワークショップ： 信頼への投資	ST1 市民／消費者の政 府への信頼(7)	パネルセッション 行政に関する連携： 研究者と実務家との	ST2 社会における政府か らの信頼(4)

			関係	
	ST3 行政改革における行政への信頼(4)	ST3 行政改革における行政への信頼(5)	公募セッション(6) 地方政府の革新	—
20:00-	懇親会 (Windsor Hotel Atlanta)			
第 4 日 6 月 25 日(木)				
09:00-11:00 分科会	CEPA パネル	ST1 市民及び消費者の政府への信頼(8)	ST1 市民及び消費者の政府への信頼(9)	ST2 社会への政府からの信頼(6)
	ST3 行政改革における行政への信頼(6)	公募セッション(7) 市民と政府との関係: 非営利組織と市民社会	—	—
11:00-11:15	休憩			
11:15-12:15 全体会合	研究報告総括 報告者代表及び 6 名の報告者による研究報告総括			
12:15-13:15 全体会合	閉会式 ・エデュアルド・パエス リオデジャネイロ市長挨拶(代理) ・シモンセン・リール国内委員会代表挨拶 ・ブッカート国際行政学会長挨拶 ・ローレタン国際行政学会事務局長挨拶 ・2016 年度開催国(中国)国内委員会挨拶			
第 5 日 6 月 26 日(金)				
	エクスカージョン(コルコバード及びシュガーローフ)			

出典：大会資料⁶より作成

⁶ 大会第 1 日に研究会受付配布の日程表に基づくものであり、変更の可能性はある。

2 研究大会報告内容

(1) 全体テーマ

今回の研究大会は「行政における信頼」がテーマであった。行政に対する信頼が世界的に低下していることは国際的な調査などで知られている。信頼に関しては、政府をはじめとする統治機構一般に対する信頼の低下、個別の政府・行政機関に対する信頼の低下、政府・行政の行う施策に対する信頼の低下等々様々な信頼の対象が存在する。これらの信頼の低下は、政府・行政の正統性の失墜に繋がりがねないだけでなく、政府の行う施策の不安定化や行政コストの上昇等といった行政運営に対する負の効果も見られるところである。また、「信頼」そのものは国家の発展や民主主義の成熟度の違い、近年では NPM 改革等の進展等に関わらずどの国家でも問題になりうるものである。こうした信頼の低下要因としては、政府等の腐敗、強権的政権運営、不十分な政策効果、政策決定過程及び行政執行過程の不透明さ、施策に対する国民の声が届かないこと等様々な要因が考えられており、それに対する対応も多く行われているが、その効果は限定的であり、実際に行政に対する信頼向上一般に有効な方策は必ずしも見つかっているとは言えない。

こうした国際的な状況下において、国際行政学会においては「信頼」をテーマに据えることで、各国の行政をめぐる理論的動向や現実の対応策に至るまで様々な情報を共有し、そのなかから改善の方策を見出していこうとする意図が見えてくる。

なお、今回の全体テーマである「行政における信頼」に関し、関連論文（国際行政学会年報に掲載された論文）の概要が事前に国際行政学会ウェブサイトにて紹介された。信頼概念等に関する知見を拡充する点から重要であると思われるので、以下の論文概要を抜粋し、紹介する（なお、後に掲載する本大会報告論文と区別するため、100 番台の番号を振っている）。

- 101 腐敗と市民満足度の関係において透明性と信頼が果たす役割 (欧州 27 か国の事例)
- 102 私たちは何を信頼するのか？ 一国の特性評価のための議会への信頼に関するマルチレベル研究
- 103 現代における透明化に関する考察
- 104 情報通信技術と社会関係資本の汚職防止効果
- 105 オランダ失墜の真相：オランダにおける政治的信頼性の急落についての 10 の説 (オランダの事例)
- 106 公共部門における信頼：長期的な低下の証拠が見当たらない？ (OECD 諸国 (アメリカ、ニュージーランド、EU 諸国、日本) の事例)
- 107 市民か消費者か？ 公共部門における苦情処理
- 108 官民パートナーシップ (PPP) における信頼と関係性の管理：オーストラリアの事例 (オーストラリアの事例)

109 住民、サービス及び信頼—公共部門のサービスにおける価値連鎖は存在するのか—
(カナダの事例)

101. Heungsik Park, and John Blenkinsopp, 'The roles of transparency and trust in the relationship between corruption and citizen satisfaction', *International Review of Administrative Sciences* 2011,

「腐敗と市民満足度の関係において透明性と信頼が果たす役割」(欧州 27 か国の事例)

腐敗減少と、市民満足度の向上とは政府の重要な目標であるけれども、2つの政策目標を関連付けて調査した例は乏しい。本報告は、公務に関する政府の腐敗と市民満足度との関係において、透明性と信頼が果たす役割についての研究である。本研究は、公共事業プログラムにおける腐敗減少と市民満足度向上とを追求した取り組みを評価するために、韓国で集計されたデータに基づいている。当該データは、腐敗と満足度との関係は、透明性によって緩和され、一部は信頼によっても影響を受けることを示している。

〈実務家へのポイント〉

本研究は、腐敗と市民満足度の関係において透明性と信頼が果たす役割に光を当て、もって腐敗減少と満足度向上を目標とした政策の発展に資する洞察を提供する。

102. Tom van der Meer, 'In what we trust? A multi-level study into trust in parliament as an evaluation of state characteristics', *International Review of Administrative Sciences* 2010,

「私たちは何を信頼するのか?—一国の特性評価のための議会への信頼に関するマルチレベル研究」

政治システムにおける最小限度の信頼は、今日の民主主義の基礎と考えられている。その結果、研究者と政治家は政治制度への信頼の低さ、あるいは信頼の減少傾向に関心を向けてきた。本報告は議会への信頼に焦点を当てる。多くの理論が信頼についての国際的な相違や時期による変化への説明を提供してきたが、それらの説明に体系的で実証的な検証を課してこなかった。本報告はこの理論と実証とのギャップを埋めることを目指す。筆者は市民との関係における能力、世話、説明、信頼性という4つの次元における市民のやや理性的な国家評価としての議会への信頼を概念化する。次いでこの四側面を国の特性と関係付け、いかに政治的な信頼に影響しているかの仮説を示す。この仮説は同時に2002年から06年にかけてのヨーロッパでの社会調査の主要データのマルチレベル分析により検証される。この検証によって、腐敗と選挙制度、前政権のタイプという三つの要素が、信頼についての国際的な相違を非常にうまく説明することが示される。多少意外なことに、経済動向は議会の信頼に影響しない。長期にわたって信頼に生じた変化をうまく説明することはできないけれども、この分析によって、少なくともこれまでの理論のいくつかは退けることができよう。

〈実務家へのポイント〉

本報告は、議会に関する信頼が国によって、また時期によって違うことを指摘し、議会への信頼の相対的な低さや信頼の減少傾向を説明してきた諸理論を検証する。筆者は信頼の四つの側面を区別することによって信頼の問題を理解するための理論的アプローチを提供する。加えて、国の特性が国際的な相違を説明するにあたって重要であることをも示す。民主主義的なルールと選挙における比例代表制は議会への信頼に好影響をもたらすが、腐敗が広範囲に認知されることは最も悪い影響を及ぼす。同じく重要なのは現実経済の動向が信頼に関係がないことである。能力や実績を強調するよりも、世話や清廉さを強調する制度設計の方が議会への信頼には有益なのである。

103. Albert Meijer, Understanding modern transparency, *International Review of Administrative Sciences* 2009,

「現代における透明化に関する考察」

コンピュータ・メディアによる行政の透明化が公共部門の信頼に好影響を与えているか否かについて、これまで推進論者と反対論者の間で激しい議論の応酬がなされてきた。本稿は、前近代主義、近代主義、ポストモダンの 3 つの視点における透明化の捉え方を分析し、透明化の問題に関する理解を深めるものである。

本稿の分析によれば、コンピュータ・メディアによる透明化の推進論者は、社会変化に対する近代主義的な視点、すなわち、コンピュータ・メディアによる透明化が人々により良い情報を提供し、それによって社会の合理化を進めるという考え方を持っている。他方、反対論者は、一方向で、構造化され、脱文脈化された透明性の在り方が社会の信頼を失わせるといふ、前近代主義的な視点から議論する。また、ポストモダニストは、透明性の美学に焦点をあて、コンピュータ・メディアによる透明化の種々の変化に富んだ在り方について論じている。

この 3 つの視点がどのような価値を持っているのか、オランダの学校における透明化の必要性をめぐる議論を分析することによって明らかにし、筆者は、社会の信頼への影響を最大化するような透明化のシステムが多様であることを主張する。

〈実務家へのポイント〉

本稿は異なる視点からインターネットを通じた透明化について評価するものである。コンピュータ・メディアによる透明化について、前近代主義者はフェイス・トゥ・フェイスの関係のような伝統的な信頼の構造を壊すものとして捉え、近代主義者は公衆に客観的な情報を提供することで信頼を高めるものとして評価し、ポストモダニストはその美学的な価値を論じる。信頼と公開との間における両義的な関係が新しい透明化に関する議論の中心となっている。本稿は、これらの論争を理解し、どのようなコンピュータ・メディアによる透明化の在り方が公的部門に求められているのか議論するのが緊要であることを主張するものである。

104. Dong Chul Shim, and Tae Ho Eom, 'Anticorruption effects of information communication and technology (ICT) and social capital', *International Review of Administrative Sciences* 2009,

「情報通信技術と社会関係資本の汚職防止効果」

本稿は、情報通信技術（ICT）と社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）が汚職を減少させる大きな要因として作用することを論じるものである。情報通信技術は、政府の作業工程における不必要な人的介入を減少させ、その結果、汚職行為を監視する必要性が低減する可能性を有している。さらに、社会関係資本が高い社会では、市民が政治的な意思決定プロセスに政局的に関与することがより多くなるため、公務員の汚職行為は密接な関係を有する市民に露呈する可能性が高くなる。また、社会関係資本と情報通信技術との相関性について、複数の資料から得られたパネルデータを用いて統計分析を行った結果、(1)情報通信技術は汚職を減少させるための有効なツールであること、(2)社会関係資本も汚職防止に積極的な効果を有しているが、社会関係資本には様々な階層があるため、その影響力も異なるものとなり得ること、(3)社会関係資本と情報通信技術の間の相関関係は確定的ではないこと、が明らかとなった。

本稿の理論モデルおよび実証結果の実務的なポイントは、汚職に対する情報通信技術の潜在的な影響力に光をあて、汚職を減少させるために有益かつ実践的な政策ツールとして、行政改革や法的措置のような従来の手法に加え、情報通信技術について検討する機会を提供したことにある。さらに、今回の調査の結果によれば社会関係資本と情報通信技術の間の相関関係は確定的なものではなかったものの、社会関係資本は情報通信技術と独立して汚職防止効果を有していることが判明している。このことは、社会における信頼ネットワーク促進のための政策が汚職防止に資することを意味している。

105. Mark Bovens, and Anchrit Wille, 'Deciphering the Dutch drop: ten explanations for decreasing political trust in the Netherlands', *International Review of Administrative Sciences* 2008,

「オランダ失墜の真相：オランダにおける政治的信頼の急落についての 10 の説」（オランダの事例）

オランダは常に公的制度の信頼に関する独特の事例である。1980、1990年代には、国際的なトレンドに反して、政府に対する信頼は維持されたばかりが増加すらした。2002年からは突如として政府に対する信頼は劇的に低下した。本稿では、国際的な学説に基づく10通りの説明についての妥当性を検証し、それらのどれがオランダの失墜について経験的に支持され、あるいは反証されるかについて明らかにする。多くの論文が西側の民主主義体制における各国の長期的な政治に対する支持の浸食に焦点を当てているため、本稿も長期的かつ漸進的な人口動態的、社会的、政治的なトレンドに焦点を置いた考察となる。しかしながら、信頼レベルの急落については多様な説明ファクターの組み合わせが求められる。

つまり、政治的あるいは経済的な危機のような不測の事態によって、より良く説明される。オランダ失墜の事例において最も妥当性のある説明は、バルケネンデ（Balkenende）内閣での深刻な政治的な不安定性と不協和音および、経済不況とのコンビネーションである。2007年以降、新内閣発足と景気回復により、政治への信頼度も再び回復傾向にある。

政府に対する国民からの信頼の急落は、政府のパフォーマンスの低下や、長期的な人口動態的・社会・政治的トレンドによる説明よりも、政治的あるいは経済的な危機のような不測の事態によってより良く説明される。オランダにおける信頼急落の事例についても、最も妥当性のある説明は、バルケネンデ内閣での大きな政治的な不安定性と不協和音と、経済不況とのコンビネーションである。2007年以降、新内閣発足と景気回復により、政治への信頼度も再び回復傾向にある。

106. Steven Van de Walle, Steven Van Roosbroek, and Geert Bouckaert, "Trust in the public sector: is there any evidence for a long-term decline?", *International Review of Administrative Sciences* 2008,

「公共部門における信頼:長期的な低下の証拠が見当たらない？」(OECD 諸国(アメリカ、ニュージーランド、EU 諸国、日本) の事例)

政府に対する国民からの信頼性の低下についての関心は現代政治学を論じる上で永遠の要素である。この関心は行政及び公共サービスにおける市民の信頼性のレベルにまで拡大されている。信頼性は低下していると言われるが、この低下は公共サービス供給にとって有害であると一般的にはみなされている。本稿では、この議論の本質を検証し、既存の国際的サーベイデータをレビューし、OECD 諸国について明らかになったことをまとめる。公共部門における市民の信頼は揺れ動いており、データは信頼性の一貫した低下を一般的には示していない。さらに、いくつかの国においては、単に公共部門に対する市民からの信頼性の時間的なトレンドについて何ら結論を導けるような十分なデータがない。

〈実務家へのポイント〉

本稿は、行政に対する市民の信頼性についてのいくつかの調査資料をまとめている。実務家は時間や空間を超えて各国における信頼性のトレンドを比較することができる。ここから導き出されるのは、公共部門における信頼性が普遍的に低下しているという仮説の否定である。本稿は文脈を無視した世論調査結果の利用に対して警告している。公共部門に対する市民からの信頼性についての長期的かつ各国比較の文脈には、政策論の視点が往々にして欠けているため、しばしば仮定と独特なアプローチに基づいてしまっている。

107. Brian Brewer, 'Citizen or customer? Complaints handling in the public sector', *International Review of Administrative Sciences* 2007,

「市民か消費者か？ 公共部門における苦情処理」

公共サービスに対する不満は効果的に扱われるとともに救済の権利が与えられるという

ことを確かにするには、良いガバナンス及び効果的なサービス供給に不可欠な特徴である。学術論文のレビューやいくつかの主要な政府報告から、如何なる市民の苦情申立及び救済体制が目下のところ存在するか、如何にそれらがデザインされ最も肯定的なインパクトをもって運用されるか、そして何故それらは公務員が裁量的な意思決定という権威を使用する際のアカウントビリティを保持するにあたって重要であるかを明らかにする。NPMの発展及び多くの公共部門改革により、苦情処理についての消費者モデルはますます増進しており、伝統的な市民権の観点と組み合わせることで、苦情処理・救済の改善に向けたかなりの可能性を有しているようである。しかし、消費者モデルによる消費者満足への視野狭窄及び公正や社会的正義といった市民権的な価値を弱体化させるリスクから、慎重なアプローチこそが最善となりうることを提示される。公共部門の管理者及び専門家が必要としている知見は、消費者としての位置づけの強化のみを指向した公共部門改革戦略が、市民指向の行政における「法の支配」は「デュープロセス」といった特徴に根差した苦情処理・救済戦略における重要な側面を如何に脆弱化してしまうリスクを冒すかということである。アカウントビリティが弱体化するのは、サービスの受け手が、市民権の面でより小さく定義され、市場での消費者としてより狭く定義された地位にますます基づくようになる時である。これこそ、政府が公共サービスの提供に民営化や、外部委託、PPPといった手法にますます頼るようになってきている現在のトレンドについての鍵となる含意である。

〈実務家へのポイント〉

如何に上手く苦情を処理するかは、運用側及びサービス受容側の双方のレベルにおける公共サービスの質について鍵となる決定的要素である。容易に受け入れられる手続き及び単純な初動と運用、透明性、ステイクホルダーが情報を得ることの保証、そして多用な社会グループ間の助け合いの繊細さは、苦情処理・救済プロセスにおける信頼性を築く。しかし、より多くの公共サービスが疑似公共機関及び民間組織により契約や外注を用いて提供されるようになるにつれ、オンブズマン等の外部評価機関や伝統的なアカウントビリティによる手続きが狭義の消費者指向アプローチによってとって替わられつつあるなかで、実務家が直面する課題は如何に市民本位の価値が維持されることを保証するかにある。

108. Julian Teicher, Quamrul Alam, and Bernadine Van Gramberg, 'Managing trust and relationships in PPPs: some Australian experiences', *International Review of Administrative Sciences* 2006,

「官民パートナーシップ (PPP) における信頼と関係性の管理: オーストラリアの事例」(オーストラリアの事例)

オーストラリア政府は、公共サービスの提供を効率化するために、民間部門のサービス事業者にますます頼り、それらの事業者との業務提携範囲の交渉を始めてきた。本稿では、公共サービスの提供に使用される官民パートナーシップモデルの有効性を検討し、いくつかのパートナーシップの取組みがマイクロ・マネジメントレベルにおける効率率は増加する

ものの信頼を確立することはできなかったことを示唆する。公共的価値の概念も同様に公共サービスの目標を設定するために便利な方法として使用されてこなかった。他のモデルでは政策決定におけるより多くの住民参加と顧客及び事業者間の信頼関係の構築に焦点を当てており、これらは、このような取組みの未来への道を指し示すであろう。これらの暫定的な結論は、パートナーシップがビクトリア州の地方政府における運用と管理実務、すなわちジョブネットワークと最適価格に影響を与えている 2 つの事例を考察することに基礎を置いている。

109. Ralph Heintzman, and Brian Marson, 'People, service and trust: is there a public sector service value chain?' *International Review of Administrative Sciences* 2005,

「住民、サービス及び信頼—公共部門のサービスにおける価値連鎖は存在するの—」(カナダの事例)

本稿は、バウカート等が公共機関における信頼と信用を向上するための微視的な点からの業績研究と名付けている方法論（バウカート他、2002 年）に関して、新たな思考様式を提供する「公共部門のサービスにおける価値連鎖」の存在に関する証拠となるものを再検討する。特に、本稿は市民の信頼と信用を向上する際のサービス提供の役割に焦点を当てている。しかし、本稿は、より一般的なモデル、つまりサービス提供と他の重要な管理に関する業績、特に住民管理を結びつけたモデルの文脈の中で市民の信頼と信用を向上する際のサービス提供の役割に焦点を当てている。本稿は、このモデルに関して民間部門を対象とするヘスケットやその他の人々による論文（ヘスケット他、1994 年、1997 年）に依拠した「公共部門のサービスにおける価値連鎖」であると考えている。本稿は公共部門における被雇用者の就業（満足度及び忠誠度）及び公共部門における雇客の満足度との関連性並びに公共部門における顧客の満足度及び市民の信頼と信用との関連性に係る証拠となるものを再検討する。本稿は公共部門におけるサービス提供の 5 つの主要な「動因」を明らかにし、そのうち 2 つの動因は、サービス提供がカナダにおける市民の信頼と信用に及ぼすように見える影響を記録する資料であるのみならず被雇用者の就業における「諸動因」を意味する事を再検討する。本稿は、公共機関における信頼と信用の諸動因はもちろんのこと職員の満足度及び忠誠度の諸動因を明らかにし、「公共部門のサービスにおける価値連鎖」に含まれる上述の関連性が経験的に判断して有効となりうるかどうかを決定するために新たな研究動向を概説する。

(2) 全体会合

研究大会では開会式をはじめとするいくつかの全体会合がもたれた。開会式においては、ブッカート国際行政学会会長から今回の研究テーマである「信頼」に関し、「行政に対する信頼」によって行政運営が効率的に行いうることや、現在国際連合や OECD においても行政の信頼が重要なテーマになっていることが紹介され、行政の信頼はどこの国でも共通の問題として重要であるとして今回の大会で議論の意義が示された。開会式の他、以下のような全体会合が開催された。

・ 大陸間フォーラム

開会式に引き続いて行われた大陸間フォーラムでは、大会全体の基調となるセッションとして「信頼の政治－政治の信頼」をテーマに、英国、フランス、イタリア及びペルーのパネラーから各地における「信頼」への取組みが紹介された。英国のセイナー女史からは、英国においては総選挙の投票率が低下する一方でスコットランド独立に関する住民投票のようなシングル・イシューの投票では高投票率がみられるなど、政治・行政一般に対する意識の変化がみられており、こうした動きに対して、政府ではデジタルガバメントの進展等オープンガバメントへ向けた活動がなされていることが紹介された。

フランスのモーグ氏からは、フランスでも公的信頼を取り戻そうとする試みは繰り返されてきたが、透明性 (Transparency) の原則とりわけ政府の情報に対するアクセスの問題が重視されてきたことが指摘された。さらには、政策決定過程への参加が重視されるようになってきており、行政のデジタル化の進展に伴ってデータ利用の可能性がさらに探られていることが示された。

イタリアのメネグッツォ氏からは、2007 年から 12 年の調査において OECD 諸国よりも BRICs 諸国の方が政府に対する信頼が高いという結果が出ており、そこでは、経済状況が政府への信頼の変化に大きな影響を与えること、マネージャーではなくリーダーシップの強さが信頼に寄与していることが示された。

ペルーのソラーリ氏からは、ラテンアメリカにおいては現在も民主化、政府改革の途上であり、また、現在でも多くの人々が貧困に苦しむ現状が残っており、真の意味での市民参加はまだ不十分であることが指摘され、仕事やお金を与えてくれるかどうかで政府に対する信頼が変わってくることを指摘された。

このような各パネラーからの報告に対し、モデレーターを務めるリール氏から各報告への質問、討論等が行われた。

・ ブレバン記念講演

国際行政学会の大会においては、毎年世界的な思想家や叙述家による講演が行われており、この講演は第 1 回の 2002 年に講演したフランス国務院のギ・ブレバン (Guy Braibant)

教授にちなみ「ブレバン記念講演」と呼ばれている⁷。過去には中邨章明治大学政治経済学部教授（現明治大学名誉教授）が2010年の大会で講演を行っている。

2015年の記念講演では、英国のセイナー女史が、英国、ケニア及び国際連合行政専門家委員会（UN-CEPA: United Nations Committee of Experts of Public Administration）等における行政実務家及び各種アドバイザー等の経験から、「市民と公務員：どのように信頼関係を構築するか」と題する講演を行った⁸。同講演では、市民と公務員との信頼関係を構築するにあたって、どのような点で市民との関係を構築するのが重要となるが、多様化し、情報化の進んだ現代では、行政官たち専門家の知見が単に信頼される時代は過ぎたと指摘される。こうした状況においては、行政と市民との関係を構築する新たな手段としてのSNS等の活用も重要であるが、行政の側から信頼を示すことが重要であることが指摘された。

・ 研究総括

研究会最終日には報告者代表（General Rapporteur）のメネグッツォ氏と6名の報告者⁹（Rapporteur）による研究総括が行われた。本大会で「信頼」に対する様々な状況が非常に活発な議論が行われたことを踏まえ、「行政の信頼」の重要性を改めて共有するものとなった。

⁷ IIAS ウェブサイト <http://www.ias-iisa.org/major-meetings/braibant-lectures/>

⁸ 講演全文はIIAS ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.ias-iisa.org/major-meetings/braibant-lectures/lecture-2015-margaret-sanner/>

⁹ 菊地端夫（日本）、マーガレット・コビア（Margaret Kobia・ケニア）、スティーブン・ファン・デ・ヴァレ（Steven Van de Walle・オランダ）、カリル・アミリ（Khalil Amiri・チュニジア）、アルケタ・ペシ（Alketa Peci・ブラジル）、エドガー・ヴァレラ・バリ奥斯（Edgar Varela Barrios・コロンビア）の6名。

(3) 分科会

本研究大会においては数多くの分科会が置かれ、その分科会で「行政の信頼」に関する様々な議論が交わされた。分科会は3つのサブテーマ「市民／消費者からの行政への信頼」、「社会への行政からの信頼」、「行政改革における信頼」と IAS におかれている2つのスタディ・グループ「公共サービスと政治」(スタディ・グループ9)、「金融・財務行政」(スタディ・グループ18)、BRICs 諸国による分科会、CEPA による分科会、さらにはテーマにとらわれない公募論文(共通テーマで拾いきれなかった論文が取り上げられている)による分科会と多くの分科会が設けられていた。大会プログラムを見ても分かるように、これらが同時並行的に進められ、常時6から8つの分科会が開催されるといった大規模なものとなっている。

報告者は事前に大会ウェブサイトにて報告概要及び論文を掲載することとなっており、参加者は事前、事後にこれらの論文を適宜参照することが可能となっている。しかしながら、多くの分科会が同時に開催していることから分かるように、提出された論文は膨大なものとなっており、また、同時に進行する多くの分科会に参加し、そのすべてを直接網羅することはもとより不可能である。そこで、ウェブサイトに掲載された報告論文のなかで我が国の中央政府における行政管理に有意であると考えられる論文を中心にピックアップし、その概要を以下に報告する。なお、これらの論文は研究大会参加者にのみ閲覧が許されたウェブサイトにて配布されたものであり、その大半が「未定稿」として引用、参照を認められていない資料である。そのため、本報告においてもこれら学術論文のマナーに則り、これらを直接訳出することはせず、その概要をまとめた形で報告することとする。

以下に紹介する論文を報告の内容で大別すると、以下のとおりである。

・信頼概念若しくは信頼に与える要因に関するもの

1. 永続挑戦的な相互依存関係としての市民－行政関係－ドイツの市民感覚の観察(ドイツの事例)
2. なぜ彼らは私達を信頼するのか(しないのか) 欧州13か国における行政機関のイメージ(公務員の視点)(欧州13か国の事例)
3. 「良き」公務員像の基本的価値観(オランダ、イギリス、フランス、ドイツの事例)
4. 高位の行政官達は行政改革についてどのように考えているのか－ドイツ連邦政府及び州政府における上級公務員の職務への姿勢－(ドイツの事例)
5. 行政に対する信頼形成にNPMとポストNPMのいずれが有効か?－プロセスと結果の比較検討－(日本、ニュージーランド他33か国の事例)
6. PPPのマネジメント及び官民セクターにおける信頼性の役割(ドイツの事例)
7. 費用負担の意思、認められるニーズ、サービス及び信頼(韓国の事例)
8. 合理化と権限委譲による行政の信頼性向上について(中国の事例)

・信頼を向上させる諸政策に関するもの

9. 市民参加型予算、コミュニティ的価値、政府への信頼：理論的モデル
10. 市民の信頼の構築と地域開発への参加のための戦略としての計画立案アカデミー：事例研究（アメリカの事例）
11. 政策規制の中でナッジ・アプローチを探る：都市共有空間を中心に
12. 市民主体型公共サービス供給にむけたデザイン・アプローチ —韓国における公共サービスデザインの成熟度評価（韓国の事例）
13. インドにおける情報コミュニケーション技術（ICT）と租税管理 —法的分析—（インドの事例）
14. 電子投票の可能性と限界—E - デモクラシー拡大のための調査・開発の方向性の提案（ハンガリーの事例）
15. 中国における官民パートナーシップの経済ガバナンス強化（中国の事例）
16. 天使か悪魔か？ 公共部門組織におけるマネジメントコンサルタントの役割（イギリス、ドイツ、スイスの事例）
17. 異なった政治行政体制における内部諮問機構 フランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、イギリスにおける内部諮問機構の配置と運営、構造の適合性に関する調査（フランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、イギリスの事例）
18. 財政危機への対応：欧州の政府におけるパフォーマンス情報の関連性における大きな集中化の影響（欧州 19 か国の事例）

1. Dr. Dieter Grunow, 'Citizen-Administration Relations as a Perpetual Challenging Interdependence - Observations of Citizens Perspective in Germany'

「永続挑戦的な相互依存関係としての市民—行政関係—ドイツの市民感覚の観察」（ドイツの事例）

本報告はドイツにおける「行政の応答性」に関する経年調査と実践とからに基づくものであり、行政のパフォーマンスの質を測る尺度としての応答性の確立とその持続性に注目する。1960年代後半に開始した行政の応答性（対話能力、市民参加など）は、時間が経過するにつれ、その範囲を拡大し、あらゆる政策分野と公共部門に拡大している。1990年代後半以降、ドイツもNPMの波にさらされたが、その反応は「聡明な服従と不服従」とのレッテルが貼られ、地方レベルでの多少の変化をもたらすにとどまった。

ドイツの公的部門に対する市民の信頼度のデータを見ると、行政機関は中程度で、司法機関よりは低く、政党よりは高い。専門職別の調査では裁判官への信頼度が73.9%、公務員61%、政治家15.1%であった。調査結果を比較検討すると、職員に対する好意的評価と、官僚的な行政機関への批判的評価という矛盾した結果が併存している。これは行政機関のイメージが、個人的経験に加えて、マスメディアの報道、行政の応対によって形作られているためである。特にメディア（主に新聞）は、行政機関のポジティブな事例（成功・善行）よりもネガティブな事例（失敗・問題点）の報道に偏重しがちであり、行政に対する批判的なステレオタイプや悪印象を増幅し拡大している。なお、NPM的なアイデアや発想に基づく改革についての調査を含めて、ドイツでは地方レベルの調査が多いため、批判的なコメントが少ない点に留意する必要がある。

ドイツの行政機関に対する住民の見方や評価に関する研究（調査）の動向は複雑で一部矛盾した様相を呈している。行政批判を招く原因の多様性に対応して、多様な改善策が必要である。行政のパフォーマンスやインタラクションの改善策としては、ワンストップ窓口や案内人（行政コンシェルジュ）、行政オンライン化、クレーム担当の導入などがあるものの、予算的な制約がある。インターネット活用は、メディア対策としても、透明性向上の点から重要であろう。行政の応対の改善策には市民包摂（協働や参加）がある。NPMの有効性には論争があるが、市民参加型予算編成など予算プロセスの透明性向上が、行政イメージの改善に有用なのは疑問の余地がない。

行政批判に終わりはなく、完璧な解決策はないものの、行政を改善するための継続的な努力が必要である。近年のドイツの事例からはいくつかの選択肢が見いだせる。そしてドイツでの経験から抽出した、行政へのイメージを形成する3つの要素（個人的体験、メディアによって形成されるイメージ、市民包摂／参加）は他の国にとっても重要である。

2. Robert Sobiech, 'Why do/don't they trust us? The image of Public Administration in 13 European Countries, The Civil Perspective'

「なぜ彼らは私達を信頼するのか（しないのか） 欧州 13 か国における行政機関のイメージ（公務員の視点）」（欧州 13 か国の事例）

本報告は、EU 諸国における中央政府の行政に対する大衆のイメージを改善する鍵となる概念や考えを検討することを目的とする。本報告においては、2012 年 6 月に行われた調査対象国である EU 加盟国中 11 か国の公共機関における公務員（管理職及び一般職）のアンケート調査及び調査対象国における行政事務に対する世論調査に基づき考察する。本報告で明らかになったことは、調査対象国における行政機関及びその職員に対して市民が連想するものは「官僚制及び非効率」「権力装置」「理解するのに困難な組織」「高い社会的地位」等であった。一方、調査対象国における公共機関の職員が、公共機関が信頼を得られていると考える要素は「市民の保護」「高いレベルの専門性と堅実な事務処理能力」等であった。反対に公共機関に対する市民の不信の要素として職員達が考えている要素として「官僚的、機械的、無駄遣い」「腐敗」「政治化」等を挙げていることを明らかにしている。

財政危機等における政府の歳出削減政策実施に対する市民の政策への支持の有無を、政府に対する市民のイメージを検証する事例として採り上げ、市民の歳出削減政策への支持は、行政事務に対する市民の信頼、行政機関に対する評価及び政府の規模の相違とは独立したものであることを検証する。また公務員の社会的な立場について、市民は公共機関の職員を社会的に中間的な立場であると認識していることを明らかにしている。

さらに行政事務に対する市民の信頼が、職務の安定性、やりがいのある仕事、仕事と私生活の両立を確保できる環境といった項目とともに職務に対する満足度の鍵となる要素であることを明らかにしている。

中央政府における行政のイメージの改善の手段として、市民と公共機関における職員との情報格差の解消を含む市民と政府側とのより良い交流の必要性を指摘され、同時に政府の活動の効率性の増大及び政策決定過程のより良い管理及び改善を挙げられる。

政府における行政のイメージの改善は行政機関の職務に対する不十分な理解、行政の不透明性及び行政組織に対する制限された市民の統制等にも繋がる問題であり、本報告における調査対象国は、市民の信頼の程度において差異が存在するが、いずれの国においても「官僚制」といった固定観念の再構築を熟考している。

3. Toon Kerkhoff, 'Core Values of the Good Civil Servant'

『良き』公務員像の基本的価値観（オランダ、イギリス、フランス、ドイツの事例）

現在ヨーロッパ各国では行政改革が精力的に取り組まれており、それに関して種々の議論がなされている。そのなかでも、情報革命や市場主義の浸透といった社会的、経済的あるいは政治的な環境の変化に対応して、どのような公務員が望ましいのかという点を中心的な論点となっている。こうした議論は、政府による公務員制度改革の実践とともに学術的な検討の結果に基づいて行われるべきであるが、「良き」公務員に関して学術的な検討を行うことは必ずしも容易ではない。どの価値が最も重要なのか（になるのか）、またこれからどのような新しい価値が創出されていくのか自明ではないからである。

この課題に答えていく方法として「良き」公務員像に関する歴史的かつ国際比較の研究プロジェクトが提案される。歴史的な視角に基づいた調査は、現在の状況・問題がどの方向に向かっているのか、現在行われている諸方策が成功するか否か、その羅針盤を提供する。また、現在の「良き」公務員の概念と結びつく価値がいつ、どのように、そしてなぜ創出され、発達してきたのか明らかにすることができる。国際比較は、各国間での類似点・相違点を検討することで、それぞれの国が置かれた状況を適切に把握することを可能とする。これらの利点から、本プロジェクトでは、オランダ、イギリス、フランス、ドイツの4ヶ国を対象として、19世紀から現在に至るまで、公務員の研修・教育プログラムの内容及び文脈がどのように変化・持続してきたのか検討する。なかでも、公務員の研修・教育プログラムの根底に、どのような価値観が中心として埋め込まれていたのか、それが「良き」公務員像の変化・持続、そして各国間での相違に影響を与えたのか、という点を明らかにすることが中心的な課題となる。

本プロジェクトで期待される理論的貢献は、以下の3つである。第一に、公務員制度改革論及び国際比較に対する貢献である。特に、求められる公務員の能力を、長期的な視野に立って異なる政治・統治形態を通じて辿ることは、公務員制度の概念的な基礎に関する新たな分析枠組を提示することができる。第二の貢献は、公務員の教育・研修制度の根底にある公共的価値を抽出するとともに、それが公共活動に与えた長期的な影響を明らかにできることである。そして、第三に、公務員にとって最も重要な能力は何か、または公務員の正統性とは何か、という議論への貢献である。特に、本プロジェクトによって行われる「良き」公務員像の変化・持続、そして各国間での相違に関する検討は、今後の公務員の教育・研修のあり方を考えるうえで倫理的な示唆を与えることができると思われる。

本プロジェクトはまた、①これまで、どのような実際の要請に基づいて「良き」公務員に関して議論されてきたのか明らかにすることができ、②国際比較によって公務員の教育・研修の改善に関する種々の議論のバリエーションを提示できる、という2点において、実際の公務員制度改革に対しても貢献できる点が大きいと思われる。

4. Eckhard Schröter and Manfred Röber, ‘What Top Administrators Think About Administrative Reform: Job-Related Attitudes of Senior Bureaucrats in German Federal and State Governments’

「高位の行政官達は行政改革についてどのように考えているのか—ドイツ連邦政府及び州政府における上級公務員の職務への姿勢—」（ドイツの事例）

本稿は、NPM 等の方法論から提起される近年のドイツ連邦政府及び州政府における公共部門の改革に対する公務員の認識に関する研究である。行政改革は公共部門に関する比較研究の中で繰り返し現れる主要な論点である。従来の研究動向は、改革の主導者の見解及び研究者の俯瞰的な視点等に基づく研究が中心であり、改革に直接影響力を及ぼす公共部門における公務員の見識及び思考に着目する研究はほとんどない。こうした理由により、上級公務員等の行政改革に対する認識及び彼らの職務に関する価値観に焦点を当てる研究手法に基づき調査を行う。

調査に協力した公務員は概ね人員整理等の伝統的な削減政策と向き合い、関心を寄せているが、上級公務員のための管理や専門的な職務に通じた指導者育成にも注目している。こうした人的資源の管理に関する手法は徐々に政府機関に浸透している。しかし、このような手法の十分な活用が確認できるのは州政府の下位の部局においてのみである。

上級公務員の文化的傾向に着目すると、上級公務員は特に彼ら自身と同様の価値観を反映し、職務との一体化を確立する過程を彼らが管理統制できるような改革には満足している。行政改革による彼らの最大の利益は、行政組織の再編、規制改革、技術革新若しくは上級公務員及びその他の職員の間における意見交換によって実現される伝統的な行政上の仕組みの穏健な変化から得られることが想定される。しかし、個別の改革項目ごとに見ると、様々な意見が提示されている。NPM に関連する管理手段に対する支持は、連邦政府レベルではほとんど無いにもかかわらず、州政府の下位の公共部門における公務員においては包括的な改革のための手法に等しいものとして考えられている。しかし民間部門との共同作業及び外部委託若しくは市民の政策決定への参入といった外部に目を向けた仕組みについては、改革手法として低い位置づけと考えられている。

改革の手法の妥当性に関する基本的な考えは一定である。調査に協力した多くの公務員は公共機関から市場若しくは市民への政治的責任の移行に対して、とても懐疑的である。彼らは、自分達を政治的正当性及び政治的資源を伴う戦略的に重要な主体であると考えている。しかし皮肉なことに、もはや彼らの地位は維持できなくなりつつある。まさにこの点で、公務員を取り巻く「文化的相違」について議論する必要がある。この文化的相違がおそらく従来のシステムに対する異議申し立てをもたらすことになるであろう。本稿は学問及び政治における議論の場において、「文化的相違」の存在及び消失の可能性を強調することを提起している。

5. Kosuke Oyama, 'Which Effects Trust in the Civil Service, NPM or Post-NPM? - Outcomes and Process from Comparative Perspective'

「行政に対する信頼形成にNPMとポストNPMのいずれが有効か？—プロセスと結果の比較検討—」（日本、ニュージーランド他 33 か国の事例）

1980年代のアメリカや1990年代の日本に代表されるように、いくつかの先進国において、政府や公務員に対する国民の信頼が低下傾向にあるといわれている。本稿は、結果とプロセスが行政に対する信頼形成に与える影響について実証的にデータ分析を行うことを通じ、NPMとポストNPMのいずれが行政に対する国民の信頼を回復するために有益であるといえるかについて検討するものである。なお、この点に関し、ヴァン・リジン (Van Ryzin) らが2011年に公表した論文において、結果よりもプロセスのほうが信頼形成に重要であることが既に指摘されている。しかし、リジンらの研究は、わずか2つの事例について分析したにとどまっていたのに対し、本稿は、33か国のデータを用いて、それぞれの国において、結果およびプロセスが行政に対する信頼形成にいかなる影響を与えたかについて分析し、その分析結果について比較検討を行った点に特徴がある。

NPMは、過去20年から30年の間に、特にイギリスやニュージーランドのように英語圏の国々において、行政改革の手法として採用され、ときにその成果が強調されてきた。しかしながら、NPMが行政に対する信頼を獲得するのに有効であるといえるかは必ずしも明らかではない。行政に対する国民の信頼が必ずしも低下傾向にないといわれるヨーロッパ諸国においてはNPMの影響は極めて小さいとの指摘もなされている。そこで、本稿は、ポストNPMが行政に対する信頼形成に与える影響に着目し、NPMと対比する形でポストNPMの影響力について検討することとした。そのための手法として、上記の33か国のデータを用いた分析結果の比較検討に加え、日本とニュージーランドにおいて独自の調査を行った結果得られたデータを用いて、ポストNPMが地方行政に対する信頼形成に与える影響について分析を行った。その結果、行政に対する信頼形成において、プロセスないしポストNPMのほうが、結果ないしNPMよりも、行政に対する信頼形成に有益であることが判明した。

以上のとおり、いくつかの方法論的な問題点は残されているものの、結論として、プロセスないしポストNPMのほうが、結果ないしNPMよりも、行政に対する信頼を回復するために有益であるといえることができよう。とはいえ、このことは、結果ないしNPMが不要であることを意味するものではない。プロセスと結果、あるいはポストNPMとNPMの両方が行政改革に求められているといえよう。

6. Rahel Schomaker, Christian Bauer, and Andreas Knorr, 'Mismanagement of Public Private Partnership and the Role of Trust in Public and Private Sector'

「PPP のマネジメント及び官民セクターにおける信頼性の役割」（ドイツの事例）

PPP (Public Private Partnership) とは、概して契約に基づく官民協働の取組を表し、ここ 20~30 年の世界的な潮流であるが、事業失敗や民営化後の再公有化の事例からも明らかのように、それは必ずしも成功を保証するものではない。近年の主要な論点となっているのは、PPP の成功あるいは「失敗」をもたらす要素についてである。

本稿は、理論的かつ実証的に、PPP の成否における信頼性の果たす役割について論ずる。冒頭では PPP についての先行研究をまとめた上で、(想定される) 取引コストの低下は、契約による官民セクター関係の発展をもたらす可能性を高めるとともに、PPP の「マネジメント失敗」事例を起りにくくすると論じている。ここでいう「マネジメント失敗」とは、(a) 深刻な期間超過、(b) 深刻なコスト超過又は (c) プロジェクト未達成を表す。そして、官の側の抵抗を招くようなコミュニケーション戦略の「マネジメント失敗」を、信頼性ギャップと関連付けている。

PPP の文脈における信頼性を計測（及び向上させる）ツールとして、筆者はドイツにおいて、2015 年 3 月から 5 月にかけてサーベイ調査を実施した。調査はオンライン上で、州および自治体レベルで PPP に関与する（こともありうる）公務員を調査対象とし、PPP に対する態度について 15 問の間で構成される。

理論的にも、関連するアクター間の信頼性は、PPP をはじめとする新たな官民協調の枠組によるサービス提供を決定的に左右しうる。取引コスト論及び本人・代理人論といった理論的アプローチは、信頼性の低下と取引コストの増加の関連を示唆している。この点について、本稿の調査では完全には実証されなかったものの、民間セクターへの信頼性が低下すると、(想定又は実際の) 取引コストが上昇すると評価される。また、PPP の受容の効果は、公的サービス供給と比較して、想定される程は大きくない。本調査のサンプル数が限られたものであることから部分的な説明に留まりうるが、本調査における矛盾点は今後の調査に向けた興味深い視点を提供している。

総括として、本調査結果、サーベイからのコメント及びインタビューの視点から、コミュニケーション・ポリシーは、信頼性を高めることにより PPP の受容を促進するための、重要な要素であると思われる。このことは、一般的に予想される程には関連してはなくても、公務員についてはおおいに関連しており、公務員の協調は PPP の実施に際しての必須条件であろう。PPP に対するあらゆる（暗黙の）抵抗が、契約の様式及び実施に関しての「マネジメント失敗」及び事業の遅延の可能性を実質的に増加させうる。

7. Heungsuk Choi, Hyun Joon Kim, 'Willingness to Pay, Perceived Needs, Service and Trust'

「費用負担の意思、認められるニーズ、サービス及び信頼」(韓国の事例)

本稿が考察するのは、K-12 教育（幼稚園相当から高等学校相当までを指す用語）、保健、警察、高齢者福祉、食品安全、消防救急、大気汚染管理等の公共サービスにおける市民の「費用負担の意思 (Willing to Pay)」(以下 WTP) についてである。特に関心を寄せるのは、異なる市民集団ごとに公共サービスに対する WTP の程度が異なることについてである。同様に市民の WTP に影響を及ぼすファクターについても論じている。

本稿の調査は、2014 年 10 月、韓国 17 地域での電話調査（回答数 1926）及びインタビューをサンプル調査にて実施し、市民集団を以下のとおり 4 類型化した。①利益享受市民とは、公共サービスに対する個人的満足度が高く、政府の関与による効果を高く認識しているグループである。逆に、②不利益市民とは、個人的満足度及び政府効用の双方を低く認識しているグループである。③非打算的市民とは、個人的満足度が低いにも関わらず、政府の関与を重視するグループである。このグループの傾向としては、その低い個人的満足度を国のせいにしていないか、あるいは状況の改善を見込んでいると思われる。そして④打算的市民とは、個人的満足度が高いにも関わらず、政府の効用を低くみなしているグループである。このグループは、政府の失敗と市場の失敗の関係に関心を向ける傾向にある。

WTP に影響を与えるファクターについて、政策過程、個人的利害関係等の政治参加への影響は公的サービスの各分野に統計的にも左右する。汚職の認知は、とくに K-12 教育や消防救急に影響する。女性の WTP は各分野一貫して低い傾向にある。年齢構成による WTP は各年齢層にとっての利害に左右され、高齢者は高齢者福祉の WTP が高い一方で、警察や救命救急への WTP は低い。

2012 年の韓国の租税負担率 (26.8%) は、アメリカ (24.3%) や日本 (28.6%)¹⁰より高いもののイギリス (35.2%) やドイツ (37.2%) より低く、OECD 平均値を約 8% 下回る。韓国も高齢化社会に差し掛かるとともに公的福祉支出が増大し、租税負担率および WTP は大きな論点となっている。本稿では、どの公共サービスもその WTP の大小に影響を及ぼす異なる変数が存在することを明らかにした。例えば、大気汚染管理の分野では、不利益市民はより高い WTP を示す一方、打算的市民の WTP が最低であった。

そして、個々の市民の公共サービスにおける個別の便益だけでなく、市民の政府に対する信頼性も WTP の影響を与える重要なファクターであることも明らかとなった。結論として、公共サービスに関わる位置づけにより市民はクラスター化されており、異なる市民集団ごとに WTP についての傾向が異なっているといえよう。

¹⁰ 原著ママ（記載された負担率数値は韓国より日本の方が高い）

8. GAO Xiao-ping, ‘On the Enhancement of Government Credibility through Streamlining the Government and Delegating Government Powers’

「合理化と権限委譲による行政の信頼性向上について」（中国の事例）

現在、中国では、行政システムを改革し、サービス指向かつ法の支配に基づいた行政の構築に向けた取組みを行っている。中でも、行政の合理化と権限委譲は市民の行政に対する信頼性を向上させるという積極的な役割を果たすものと考えられ、一連の行政改革の中でも最優先課題とされている。本稿は、合理化と権限委譲による行政の信頼性向上について理論的・実証的に分析を行うものである。

中国では、長らく「強大な行政と貧弱な民間組織」という状況が続いており、市場は未発達で市民の政治への関心も小さかった。しかし、近年の改革開放政策により、中国の社会経済環境は大きく変化し、行政改革に対する圧力が強まっている。従来の改革開放政策は、経済成長を重視した結果社会階層の分断、資源の枯渇、環境の悪化といった深刻な問題を招いており、今日では、これらの問題に対処するための新たな改革が求められている。

従来の改革開放政策が採用した行政主導型の成長モデルは既に限界に達しており、現在の状況を放置した場合、中国経済は停滞し社会が混乱することが予想される。これを回避するには、合理化と権限委譲によって行政の機能を変質させる必要がある。中国で現在進行中の行政改革は、法制度や権力構造を再構築することにより、公正な市場環境と法の支配を確立し、行政の信頼性を向上させることを目的としている。一方で、それは、中国が直面している「中所得国の罠」を回避し、合理的かつ持続的な成長を実現するための方策でもある。

合理的かつ持続的な成長を実現するため、中国では「新常態経済（ニューノーマル経済）」が提唱されている。新常態経済のもとでは、経済成長の原動力は製造や投資ではなくイノベーションであり、その実現のため、従来とは異なる効率的な行政モデルが構築されなければならない。すなわち、様々な領域において民間組織の能力を活用すること、競争原理に基づいた公正な市場を創出すること、社会経済の協働運営を実現することが求められる。そのため、中国政府は、現在、行政の合理化と権限委譲に取り組んでいる。その過程においては、①行政、市場および民間組織の関係を明確にして、バランスの取れた権限配分を行うこと、②従前の事前規制を重視する行政モデルから事後監督型の行政モデルへと移行すること、③社会経済に対する行政の介入を減少させることが重視され、さらに、④すべての階層において行政の権限と責任を明確にし、「法の支配」を実現することが最も重要とされている。

上記の行政の合理化と権限委譲に向けた取組みは、市民の行政に対する信頼を向上させ、国家の統治機能の近代化にも寄与するものである。これらの取組みは、中国のみにとっても有益であるのみならず、世界全体の経済的繁栄と政治的安定を促進するものである。

9. Jooho Lee, Changsoo Song, Soonhee Kim, 'Participatory Budgeting, Community Values, and Trust in Government: A Theoretical Model'

「市民参加型予算、コミュニティ的価値、政府への信頼：理論的モデル」

これまで政府の透明性と政府への信頼について説明する学術的努力がなされてきたが、市民参加型予算 (Participatory Budgeting) のような市民参加のプログラムが政府の透明性や政府に対する信頼を形成するにあたって、どのような役割を果たしているのか実証的に説明しようとする体系的な研究はほとんど行われていない。しかし、近年、市民参加を、従来の民主的な価値だけでなく、政府の透明性や政府に対する信頼のようなガバナンスの面での価値も強調する議論が出されるようになってきている。

こうした動向を受けて、本研究では、市民参加型予算がどの程度政府の透明性や政府に対する市民の信頼を向上させたのか明らかにする一環として、従来の研究を包括的・体系的に調査し、市民参加型予算と政府の透明性や政府に対する信頼との関係を確認したうえで、両者の関係に関する理論モデルを提示していく。

政府の透明性や政府への信頼に関する従来の研究を整理した結果、①市民参加型予算が政府の透明性を高めるという議論はあくまで規範的・事例的なものであり、その因果関係は現段階では明確に実証されていない、②市民参加型予算が政府への信頼に与える影響も間接的なものでしかない、の2点が明らかになった。このように直接的な因果関係が希薄な市民参加型予算と政府の透明性・政府への信頼とを関係づけているのがコミュニティ的価値である。

市民参加型予算の活用によって、①参加者のコミュニティの問題に対する関与の拡大、②参加者のコミュニティへの帰属意識の強化、③コミュニティ構成員のネットワークの拡大が生じ、全体としてコミュニティ的価値が高まることになる。市民参加型予算の活用によって高められたコミュニティ的価値は、コミュニティ構成員のネットワークを通じた情報交換を活発化させ、構成員の政府活動への理解を強めていく。その結果、政府の透明性は促進されることになる。市民参加型予算の活用自体も、政府に透明性を高める努力を強いる。これらのプロセスを通じて政府の透明性が高まると、政府への信頼も強まっていく。また、市民参加型予算によってコミュニティ的価値が高められたことで、コミュニティ構成員内に協働の文化や自発的な活動を涵養させ、それを通じて政府への信頼を強めさせていくことになる。このように、市民参加型予算は、コミュニティ的価値を媒介にして、政府の透明性・信頼の向上に影響を与えているのである。

なお、この市民参加型予算と政府の透明性・政府への信頼に関する理論モデルは、①経験的なモデルや仮説に基づくものではない、②市民参加型予算のプロセスや構造に関する詳細な検討を欠いている、などの限界も有している。また、本研究は、オフラインに設置された市民参加型予算について検討したものであり、将来的には、オンラインの市民参加型予算と政府の透明性・信頼との関係についても研究する必要がある。

10. Ericka O. Erickson, Linda M. Jackson, 'Planning Academies as a Strategy for Building Citizen's Trust and Participation in Community Development: A Case-Study'

「市民の信頼の構築と地域開発への参加のための戦略としての計画立案アカデミー：事例研究」(アメリカの事例)

本稿では、地域計画策定過程における住民の信頼と参加を増加させることを可能とする先駆事例であるカリフォルニア州サンラファエル市地域開発部門が2009年に初めて実施したサンラファエル計画立案アカデミーの探索的分析を行っている。まず本研究における方法論についてふれ、次に政治への信頼、市民参加及び市民計画立案アカデミーに関する先行研究を概観している。そして、サンラファエル計画立案アカデミーに関する調査・分析結果をふまえ、結論として今後のアカデミーの在り方について述べる。

市民計画立案アカデミーは、アメリカで過去15年間に実施されてきた地域教育プログラムであり、地方政府機関によって提供されるプログラムである。地方政府機関による市民アカデミーモデルの起源は不明であるが、先行研究では1970年代にイギリスで実施された市民警察アカデミーが発祥とされる。

市民計画立案アカデミーの一般的な目標は、リーダーシップ意識を広げ、地域開発計画への市民参加を増加させることにある。急激な変化と社会構造の変容にあるこの時代において、市民計画立案アカデミーは地域教育の革新的な実習となるが、一方で、これらのプログラムを主催する地方政府に、職員の勤務時間の増大、多様な参加者の一団を取りまとめる能力の欠如などの大きな支障を連想させることとなる。

サンラファエル市における計画立案アカデミーの実施は、2008年のアメリカ国家計画協会会議で発表された市民企画立案アカデミーのワークショップに参加し、それに触発された同市地域開発部門の長官と首席計画官の下で行われた。同市で行われたプログラムは、プレゼンテーション、ディスカッション、グループ演習などの対話型セッションで構成されていた。さらに、サンラファエル計画立案アカデミーの特徴として、カリキュラムの一部に気候変動の取組みがあったこと、高校生の意図的な関与、地域サービス部門が主導した広報と参加登録などが挙げられる。

市民計画立案アカデミーは、地方政府機関によって提供することが可能な、市民の信頼と参加を促進するために効果的なプログラムである。地元の地縁団体とのパートナーシップは、今後のプログラムの改善と参加者の多様性を高めるために重要なものである。また、ワークショップの向かい合うという本質は、ウェビナーを容易に利用することのできる技術の進歩にもかかわらず、今後とも維持されるべきである。直接的な相互作用は、結果的に政治的信頼社会の発展のための鍵であるということ、信頼構築の研究における我々の探求として示唆するものである。市民計画立案アカデミーは、その効率性と持続可能性を増進させ、公共の意思決定の基盤を改善するための、社会的、政治的信頼を収束させることができる重要な要素になることができる。

11. Hyun-ju Park, Shi-Chul Lee, ‘Exploring nudge approach in policy regulation: With a focus on urban public spaces’

「政策規制の中でナッジ・アプローチを探る：都市共有空間を中心に」

本稿では、都市の公共政策の中で近年明らかとなった「ナッジ・アプローチ」を取り上げ、韓国ではまだまだあまり知られていない概念である都市「共有空間」を紹介し、政策におけるナッジの背景に「共有空間」を組み入れるために、伝統的な行政規制と対照させることを目指している。韓国における関連研究では、規制という観点からナッジの主題を扱っている。そこで本稿では、規制に関する既存研究とナッジの思考方法について、行動経済学及び都市公共空間の観点から考察する。

ナッジは、基本的にリバタリアン・パターナリズムを迫及することであるが、強制的な政府の措置によるものではなく、より適切に計画された環境によって人間の行動を改善する比較的新しい方法である。そして、ナッジの基本的な考え方は、ソフト・パターナリズムの一形態として紹介される。一見すると、リバタリアン・パターナリズムという用語と矛盾しているかもしれないが、公的機関は、個人の選択の自由を尊重しながら、その行動に影響を与えるためにナッジを採用することが可能であり望ましい、と『Nudge』の著者らは主張している。いずれにしても、都市環境の中で、課題として挙げられることは、都市の公共空間として、誰がどのような環境を計画して、設計するのかということであると指摘する。

次に、本稿では、公共空間の事例として、主に公共空間管理に着目した。そして、機械的、物理的及び人工的な交通システムがなくなると、運転手・歩行者・自転車は、他の車両・歩行者・自転車に社会的なマナーで振る舞うことが期待されるということを実証したオランダの事例やイギリスの事例を参考に、「共有空間」が文字通り共有するための場所となり、人々が行動する方法を変えたということを検証している。

本稿は、結論を導くというよりは、主に今後の研究のためにこれまでの議論を要約することに主眼を置いてきた。加えて、都市と政府が、代用品としてではなく、政治的統制を補完するものとしてナッジを利用すべきであるということも提言している。また、都市における確立された環境での情勢の変化は、道路、交通信号、公共の安全などの社会的関心の程度の増加をもたらし、市民の態度や行動を変化させる可能性が高いことを明らかにした。

12. Hyun Jon Kim, Service Design Approach for Citizen-Centered Public Service Provision -Assessing the Maturity of Public Service Design in Korea.

「市民主体型公共サービス供給にむけたデザイン・アプローチ—韓国における公共サービスデザインの成熟度評価」（韓国の事例）

市民主体アプローチとは、これまでの従来型公共サービス供給の限界を克服すべく登場した代替的な行政手法である。市民主体行政は、しばしば行政参加と同一視され、それは疑いなく公共サービスに対する市民の満足度を高めるものの、それでも行政参加の潜在的に有する肯定的な効果は限定されかねない。なぜなら、市民が、政府によって満足させられる受身の消費者として扱われる、あるいは単に、政策形成において政府を助ける情報源として扱われるからである。このような従来型の政府主体行政及び参加型公共サービス供給の限界を乗り越える一つのオルタナティブこそ、公共サービスデザインという新たな領域で見出し得る。本稿では、韓国政府による近年の公共サービスデザイン・イニシャティブである「市民デザイングループ」からの事例分析に基づき、韓国における公共サービスデザイン活用の現状について考察する。韓国安全行政部は、「市民デザイングループ」について 20 事例の成功事例をケースブックとして公刊している。本稿はこの 20 事例について、英国デザイン協会（UK Design Council）主導の研究団体である SEE プラットフォームが開発した「公共部門サービスデザイン梯子」を適用して、その成熟度を測定する。SEE プラットフォームは、サービスデザインの 3 段階の発展階層を示しており、第一段階は個別問題解決型デザイン、第二段階は能力対応型デザイン、第三段階は政策型デザインとなっている。

本稿が取り上げる 20 事例は、以下の 4 カテゴリーの政策分野、第一に「Moa3.0（統合型情報提供）」、第二に「Nuri3.0（福祉サービス）」、第三に「Anshim3.0（治安）」及び第四に「Kium3.0（社会保障）」に区分される。なお、3.0 は、韓国現政権が推進するアジェンダ「ガバメント 3.0」を構成する一部であることを示している。

結論として、20 事例の分析から示されるのは、その多くが成熟度においてまだまだ初期段階にあるということである。しかし、幾つかの事例では次の段階へ到達している確証として、組織型ルーティーンについて考慮することがサービスデザインに組み込まれていることが示される。そして、公共サービスデザインにはより多くの投資が必要であり、今後の研究で論じられるべき、公共部門におけるサービスデザインの活用に向けた重要な論点として、以下の三点を挙げている。

すなわち、第一に、公共サービスデザインのプロセスは、従来型の市民参加手法と実際に区別できるのか。第二に、公共サービスデザインにより、従来型の手法では達成不可能だった成果を生み出せているのか。第三に、行政参加した市民、公務員及び公共サービスデザイン専門家の経験から、いかなる教訓が得られるか。以上の論点である。

13 Jyoti Rattan and Vijay Rattan, 'Information and Communication Technologies (ICTs) and Tax Administration in India: A Legal Analysis'

「インドにおける情報コミュニケーション技術（ICT）と租税管理—法的分析—」（インドの事例）

公共部門における ICT への積極的な投資を行うことは、政策決定における広範な参加を実現する上で重要なことである。今日、租税管理を含めた公共サービスを改善するための技術として民間企業同様、全ての統治機関が ICT を採用している。私達は効率性、透明性、説明可能性に富み、民主的な仕組みを必要としている。

インドにおいても ICT は透明性及び説明可能性を向上させるために様々な公共部門で利用され、ICT の導入により、データの管理における作業量の軽減化が実現している。租税管理に関しても伝統的なそれまでの租税管理部門から ICT を利用した電子上の租税管理部門へと移行しつつある

しかし、インドにおける電子上の租税管理に対する分析は抜け穴の存在を明らかにしている。租税管理部門は電子上の租税管理に関する様々な計画を実施しているが、記録や申告に関する基準が不規則で公正な仕組みとなっていない。この原因の1つとしては人的資源が限られていることが挙げられる。特に計画実施に際して、献身的な職員が主導しているものの、彼らは、その職務に関して、あまり電子技術に習熟した専門家とはいえない職員に依存している状況にある。

また、直接税中央委員会及び中央物品税関税局は膨大なデータを各々管理しているが、両機関の間でそうしたデータが共有されるような仕組みに関して、整備が進んでいない状況である。例えば両機関の間で、データ管理のための計画を開始したが、一方の機関がすでにシステムを機能させているにも関わらず、もう一方の機関がシステムの構築に着手したばかりという段階である。さらに問題なのは、2つの租税管理機関はその形態が類似しているが相互に独立して職務を行っており、重要な機能を果たす機関であるにもかかわらず協調することが無いということである。

さらに租税管理部門による電子上のサービスに関する認知度はそれほど高くない。この原因として、利用者にとって分かりにくい専門用語及び英語の使用が挙げられる。

したがって、インドにおける電子上の租税管理に関する改善のためには、利用者にとって分かりやすい用語やインドの各地方で使用されている言語の使用を検討する等の改善策の他に、利用者に焦点を当てたサービスの提供を行う献身的な組織の設置及び膨大な時間や労力を省くような組織間で共有可能なデータ管理の仕組みの設計等を提起する。

14. **Ákos Cserny, András Nemeslaki, Szilárd Molnár, ‘The Possibilities and Limitations of e-Voting –Directions of Research and Development Proposals to Extend e-Democracy’**
「電子投票の可能性と限界—E - デモクラシー拡大のための調査・開発の方向性の提案」(ハンガリーの事例)

本報告は、情報通信技術の新機軸としての電子投票が制度レベルでの社会的信頼と国家レベルでの政治的凝集性とをいかに創造できるかについての調査枠組みを提供する。国民の移動が頻繁になるとともに、公民権と国籍との間の境界が流動的になり、国政選挙を支える新たな投票方式の需要が高まった。

本稿では、ハンガリーと中央東ヨーロッパ地域において、電子投票が発展するための 5 つの方向性を示すとともに、これにより電子投票分野一般への有益な理論的な貢献を見出すことができる。

第一に EU 議会選挙に注目して、在外投票の機会が投票意欲や国民の凝集性向上に寄与することを示す。500 万人が国外に暮らすハンガリーにとどまらず、在外投票の改善は特に政治参加が低い国々にとっても電子投票導入の誘因となる。

電子投票成功のための技術的な鍵となる要素は情報セキュリティである。本稿においては電子投票プログラムを包括的な情報セキュリティの基盤のうえに構築することを推奨する。電子政府 (E-ガバメント) の発展はサイバー犯罪のリスクを高める。情報セキュリティ確立のための電子情報システムやインフラの強化のために、ハンガリーでは 2012 年以降サイバーセキュリティ分野における組織的戦略や法整備に取り組んできた。情報セキュリティへの意識や法的枠組みが広く受容されることが、電子投票発展の第二の推進力である。

第三に電子投票の成否は電子政府の実施状況にかかっている。政府の透明性への信頼の高まりは電子投票普及の必須条件であり、ここでも在外投票が特別の推進力となる。

第四の鍵は「E-デモクラシー・バリューチェーン」に対する社会の信頼メカニズムをいかに構築し増進するかである。ヨーロッパやハンガリーの若者への社会学的調査によれば、電子政府の発展は、政治参加を漸進的に高め、民主的制度に対する信頼回復につながる。

そして第五は電子投票の研究開発の必要性である。ハンガリーは、情報通信技術による政府のパフォーマンスの向上を目指して、行政サービスと技術の近代化を図ったが、まだ研究開発の余地は多分に残されている。上述の指摘は、ハンガリーと中央東ヨーロッパだけでなく、E-デモクラシー一般の理論的発展に有益な貢献となるであろう。

15. Xu, Z, et al., ‘Consolidate Economic Governance with Public-Private Partnerships in China’

「中国における官民パートナーシップの経済ガバナンス強化」(中国の事例)

30年におよぶ市場経済移行を目指した中国の改革開放政策は顕著な成果を達成している。しかしながら、中国経済は不確実な要素を増しつつも「ニューノーマル」(新常态)ステージに入りつつある。それゆえ中国にとって経済成長の減速を抑え、経済の活力を解き放つ革新的な手法の開発は重要性を増している。公的部門と民間部門を問わず、公共財や公共サービスの提供は十分ではない。民間資本を公共財や公共サービス分野に導入する官民連携(以下、PPP)によって、経済に挺入れする資金を増やすと同時に、政府の財政負担を軽減することが可能である。民間は供給者、政府は監督者の役割を担うPPPは、利益とリスクを分担することで、政府部門と民間部門をウィンーウィンの協調関係へと導く。PPP発展の鍵は、ある国の特定の状況に適合的な手法を探究するとともに、現在の、また将来に生ずるであろう問題への解決策を準備しておくことにある。

1980年代以降、PPPは公的部門と民間部門の協調関係を確かなものとしてきた。PPPの下で、政府が優先的独占的に投資してきた分野や国有企業に、民間資本が参入する障壁が縮小された。さらに、グローバル化の深まりとともに、PPPは伝統的な道路や橋、港、トンネル、電源や水道設備などのインフラ建設から、刑務所や学校、病院、大規模ITシステムの建設やその運営といった分野にまで拡大するにいたっている。これに伴い契約期間は長期化し、いったんPPP手法が採用されると、政府は民間部門との長期の連携を確立することになる。PPPの本質は、公共財や公共サービス分野における政府の独占的地位を打破して、競争メカニズムを導入し、その結果として公共財や公共サービスの質を向上させることにある。

現在では、公的インフラと公共サービスを提供するために、ますます多くの国々がPPPモードを採用しはじめている。だが、PPP手法の類型は、世界銀行と国連、欧州委員会、カナダとで異なっている。本論文は、PPPの定義と運用手続、そして国際的な経験に関する系統的なレビューを行い、中国のPPP手法を、①外部委託(アウトソーシング)、②独占的販売権(フランチャイズ)、③民営化(プライバタイゼーション)の3種に分類した。ニューノーマルな状況の下での中国のPPPへの対応、すなわち法と規制の改善、政府の監督機能の強化、中央/地方レベルでのPPP専門規制機関設置は、PPPに対処するための有望なアプローチを提供しよう。

PPPプロジェクトの実行は、政府と市場の協調や政府機能の変容を増進し、政府への資金圧力を軽減し、政府の介入を縮小し、政府の情報公開を促進し、民間部門により専門的で質の高いサービスを提供する活力を生じさせる、など多くの利益を表出させる。PPPによって、政府はより良い公共財やサービスを提供する選択肢を得るのである。

16. Reto Steiner and Lukas Reichmuth, 'Saints or Seducers? The Role of Management Consultations in Public Sector Organizations'

「天使か悪魔か？ 公共部門組織におけるマネジメントコンサルタントの役割」（イギリス、ドイツ、スイスの事例）

本稿の目的は、外部コンサルタントについて、その政府及び市民への影響を計測できるような理論的枠組みを発展させることである。先行文献をまとめ、仮説を整理し、検証することで、今後の実証研究に向けた基礎を固めることにある。

公共部門における外部コンサルタントの役割は増々重要になっており、例えば英国会計検査院の2010年の報告によれば英国の政府省庁から年間7億8,900万ポンドが外部コンサルタントサービスに支出され、また、ドイツマネジメントコンサルタント協会の試算では総額237億ユーロが外部コンサルタントサービスに支出され、うち9%が公共部門に起因するとされる。このように外部コンサルタントの専門知識が求められる傾向はNPMの導入とともに各国に拡大し、今やOECD諸国だけにとどまらず発展途上国においても同様である。

ただ、外部コンサルタントの導入が良い結果をもたらすか、あるいは市民の政府に対する信頼を向上させるかについては、議論となっている。官僚主義とコンサルタントを混ぜ合わせた「コンサルトクラシー」という造語で、公共部門が非民主的な民間コンサルタントにより過度に影響を受けていることが、政府への政治的な信頼性にとって著しい打撃となりうるという批判もみられる。一方で、専門知識を要する分野では、専門的なアクターがパフォーマンス向上とコスト低下をもたらすことで政治的な信頼性が向上するという見方もある。

本稿の議論は以下のとおり、公共部門組織におけるマネジメントコンサルタントの役割についての分析枠組としてまとめられる。分析枠組は3つの軸で構成される。第一の軸は、マネジメントコンサルタントを選択する理由についてであり、①行政資源の不足を補う為、②専門知識の不足を補う為、③不人気政策のスケープゴートとしての三通りに整理できる。第二の軸は、マネジメントコンサルタントのタイミングと役割についてであり、政策サイクルにおける問題認識、目的形成、改革戦略の策定、政策実施及び評価の各タイミングにおいてマネジメントコンサルタントは公共部門組織にアドバイスを行い得るとともに、その役割はコンテンツ提供の役割及びプロセス調整の役割とに二分される。そして第三の軸は、マネジメントコンサルタントの政治行政システムおよび社会への影響についてである。行政への直接的な影響として、公共部門組織のプロセス及び構造の改善に資することをもってサービス供給の質及びコストを改革しうる。そして間接的に社会における行政に対する信頼性の向上をもたらす得る。ただし、逆のパターン、いわゆるお役所主義及び行政に対する不信も招き得る。

以上の結論は、EU-COST事業の一環として2015年から2016年にかけてスイスの全自治体を対象とした実証研究に活用されることとなる。

17. Daphne Bressers MSc., Martin Schulz, Martijn van der Steen, Mark van Twist, 'Internal Advisory Systems in Different Political-Administrative Regimes: Exploring the Fit of Configuration, Administration and Composition of Internal Advisory Systems in France, Germany, Sweden, The Netherlands and The United Kingdom'

「異なった政治行政体制における内部諮問機構 フランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、イギリスにおける内部諮問機構の配置と運営、構造の適合性に関する調査」(フランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、イギリスの事例)

どの国もそのニーズに適合した内部諮問機構を有している。本論文は政府内部に設置された諮問機構について論ずる。内部諮問機構は諮問の内容のみならず、機構の制度構成によっても違いが生じる。私たちは、経験的な知見と先行研究に基づいて、配置（機構の大きさ、一時的な設置か常設か）と運営（規制、財政、政府への義務付け）、構造（メンバーの選定基準）の相違に着目して、内部諮問機構の制度的要素を見極める。

本論文では、国の構造と行政府の性質の面で異なった政治行政体制を有するフランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、イギリスを選定し、その内部諮問機構の制度的要素と、内部機構が設置された政治行政体制との適合性を調査し考察する。なお、国の構造は、権限の垂直分散の度合い（単一国家か否か、集権的か否か、連邦制か否か）と、中央省庁が協調的か否かという2つの特質で構成される。他方、行政府の性質には、与党の議席占有率に基づいて①単独政権（多数）、②連立政権（多数）、③少数政権（単独・連立とも）、④大連立政権という4つの類型と、ウェストミンスターモデルとコンセンサスモデルの2つのモデルを念頭においた。

私たちは、上記5か国を各国別の考察と、国家間比較という2つのアプローチで分析し、内部諮問機構がその国の政治行政機構に適合的であることを示す。配置に関しては、例えば集権的な国は諮問機構が比較的小さく、分権的な国では比較的大きい。構造に関しては、ウェストミンスターモデルでは科学と根拠に基づいた政策を重視し、メンバーに専ら専門家を選定するのに対し、コンセンサスモデル志向の国は合意形成を重視する、などである。私たちは、また、内部機構の仕組みが異なっても、対処すべき課題の根は同一であることも示す。政府は、第一に内部諮問機構の規制を試みると同時に、その独立性を強調する。第二に、価値や意見と同時に、政策の正当性を補強する事実や知識をも決定過程に組み入れる明白な必要性を有している。内部諮問機構を比較することで、その国の制度的な適合性や、改革の方向性への理解が深まるのである。

18. Douglas, J., et al., 'The Impact of Fiscal Crisis on the Importance of Performance Information in the Decision-Making Processes of European Governments'

「財政危機への対応：欧州の政府におけるパフォーマンス情報の関連性における大きな集中化の影響」（欧州 19 か国の事例）

大不況は西洋世界全体での政府の経済危機から生じた。そのため、多くの政府は財政赤字を削減するために先を争うように政府プログラムの大幅な削減を開始した。本稿では、近年の経済危機を通して欧州の各政府がどのようにお互いに影響し合ったのかという点に着目し、具体的には、以下の課題に焦点を当てて考察している。①財政危機に対応してパフォーマンス情報の関連性は増加したのか。②政治家の権力の増加、財務省の権力の増加及び個々の組織内での意思決定の一元化の増加を含む政府の意思決定の変化は、組織の意思決定のパフォーマンス情報の特徴の変化にどの程度影響を与えたのか。

これらについて、理論面では、財政危機下での政府の意思決定におけるパフォーマンス情報の関係と、政府の意思決定の大きな集中化へと変化する方法がパフォーマンス情報の重要性に影響を与える可能性について検討している。

そして、実証面では、COCOPS（Coordinating for Cohesion in the Public Sector of the Future：今後の公共部門の結束のための調整）プロジェクトの枠組みの範囲内で同意された欧州 19 か国、7,077 名の政府高官への調査を用いている。なお、COCOPS プロジェクトは、欧州最大の比較公共管理研究プロジェクトの一つである。この調査は、公共管理の実践、公共部門改革や財政危機の影響に関する公共部門の幹部の認識や経験を探究することを目的としたものであった。このうち、本稿では、財政危機が組織内の運営にどのように影響したのかという管理者の認識が明確に表れている回答に着目した。そして、その調査結果から得た意思決定過程が経済危機の影響を受けて変更されたかどうかを評価するための変数を、本稿ではパフォーマンス情報の増加の関連性に対する応答の違いを考慮して独自モデルで検討した。

最後に、本稿において、パフォーマンス情報の相互作用を活用した意見交換理論は、意思決定過程において、使用者の動機が適切なパフォーマンス情報になるかどうかを決定することを示唆している。また、本稿では、意思決定者が財政危機の結果として権限を一元化すると、パフォーマンス情報の関連性が増加する傾向にあることを明らかにした。すなわち、本稿の実証面では、財政危機が政治家の意思決定過程における権力の増加をもたらした場合にパフォーマンス情報の関連性が増加したこと、意思決定過程がより分散化されている場合にはパフォーマンス情報の関連性が増加しないことを明らかにした。

(4) 報告内容の分析と我が国の行政管理への示唆

以下では、行政の「信頼」に関する一般的な理解を踏まえつつ、これまでにまとめた諸論文を中心として今回の研究大会での報告内容等を総括したい。行政における「信頼」に影響を与える要素としては、「行政サービスの質」の面と「手続きの確保」の面との2側面に分けて着目することができる。前者は、行政サービスが十分提供されているかどうか信頼に影響を与えると考えるもので、この要素に大きく着目するのは発展途上国等まだ国民が必要とする最低限の行政サービスが十分行きわたっていないと考えられる国においてである。後者については、行政の透明性が確保されているか、国民の声を十分反映する仕組みが整っているか等に注目され、主として先進国において重視される論点である。

以下、後者の行政の透明性等に関する議論を重視してまとめると、そのなかでも報告論文は以下の2点に着目して分けることができると考えられる。

第1のグループは「信頼そのもの」もしくは「信頼に影響を与える要素」に関する研究である。そもそも「行政における信頼」を議論するにあたって、「信頼」とはどのようなものであるのか、誰が何を信頼しているのか信頼していないのか、それらにはどのような要因が考えられるのかといった点が考察されなければ、その対応は不可能である。行政に対する信頼についてはこうした点に関する研究の蓄積が必ずしも十分とは言えない状況にあり（そもそもその要因が単純化しえないところにこの問題の難しさがあるといっても良い）、こうした問題を国際的に共有し概念整理を深化させ、克服に繋げていくことに今回の学会の意義があるといえよう。

一方で、第2のグループは信頼を向上させるための方策に関する考察である。ただし、その多くの事例は、行政の意思形成に対する市民参加についてであり、行政計画に関するワークショップ、予算作成に関する住民関与などの参加手法が紹介された。

また、その他、行政事務等の電子化により行政の透明性を向上させるというものもあった。行政の透明性に関しては、透明性・腐敗に関する国際調査が行われるなど行政全般への影響（ただしその調査の一部は行政の信頼への観点というより、諸外国による当該国への投資の際の参考情報であることにも留意する必要がある）は広く認識されている。

行政に対する国民の参加の視点は、いわゆるNPM（New Public Management）においても重視されている観点であり、それに限らず、ウォール街における「99%運動」や「アラブの春」等様々な場所で見られた主権者の反乱等様々なところで問題となっている。価値観が多様化した現代社会において、政府の政策決定が全ての人に等しく有益なものであることはもはや可能なものではなく、また、ICTの発展により様々な情報が瞬時に国民に広まってしまう状況下では、国民を無視した（行政側が意図的に無視していなくとも、少なくとも一定の国民・住民層においては自らが無視されたように感じられる）政策決定を行うことで国民・住民の直接的な反発にも繋がりがねないことは、わが国に限らず諸政策実施に際しての国民・市民の反発によっても明らかであろう。先に紹介した大山教授の

NPM かポスト NPN についての論考 (No5) においても、意思形成プロセスの透明化、国民・市民の意思の反映といった点が行政の信頼により大きく寄与するとの指摘がなされており、こうした現実を学術的にも裏付けるものとなっているといえよう。

また、わが国においては 1990 年代に頻発した行政内部の不祥事をきっかけとし、その後続く小泉政権や民主党政権で「官僚」が特に批判の槍玉に挙げられたことを中心に官僚バッシングが猛威を振るい、かつて官僚が国家の枢要として威信を誇っていた（政治家との対比での）時代に比べて行政への信頼は低下しているといえる。とはいえ、こうした批判は報道等によって形成されたまさに「イメージ」であり、それが実態としてどのようなものであるのか、それによりどのようなデメリットが行政運営上にもたらされるのか、イメージによって何かが語られるのではなく、科学的な根拠に基づいて議論がなされることが重要である。本項で紹介した論文のいくつかは、こうした「信頼」そのものや「官僚像」に関してデータ化を試みたものであるが、こうした学術的試みを踏まえた信頼向上の議論が行政の信頼向上を求めるうえでは重要であろう。